

諮問庁：国立大学法人広島大学

諮問日：平成28年6月15日（平成28年（独情）諮問第46号）

答申日：平成28年12月15日（平成28年度（独情）答申第65号）

事件名：平成25年度及び同26年度の特定部局・特定施設からの遺伝子改変マウス持ち出しの記録の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成25年度，26年度の特定部局・特定施設からの遺伝子改変マウス持ち出しの記録。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，「遺伝子組換え生物等の譲渡等の情報提供に関する調書（兼届出書）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定については，本件対象文書を特定したことは妥当であり，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，国立大学法人広島大学（以下「広島大学」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年3月4日付け広大総務第14-117号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

本件請求文書について全開示を求める。

平成26年10月8日に開示請求後の平成26年12月8日の不開示決定に対し，平成27年2月5日に異議申立てを行った。しかし，その後諮問されることもなく，異議申立てから1年以上が経った平成28年3月4日，突然に部分開示が行われた。この件について異議を申し立てる。

まず，今回広島大学が諮問をすることもなく長期間放置し，1年以上経ってから突然に部分開示を行ったことは，情報公開制度並びに迅速な公開への申し合わせ等に反する行為である。諮問をしないのであれば，部分開示ではなく全開示をすべきはずであるから，全開示を求める。

また，今回部分開示されたものは特定教員A並びに特定教員Bの「遺伝子組換え生物等の譲渡等の情報提供に関する調書」であるが，開示を求め

たのは、「平成25年度、26年度の特定部局・特定施設からの遺伝子改変マウス持ち出しの記録」である。対象文書の開示を求める。

## (2) 意見書1

### ア 本件経緯と問題について

遺伝子組換え実験、遺伝子組換え生物使用実験、動物実験では、適切な管理等の法令順守が義務づけられているが、本人達への直接の注意や全学での注意喚起等の度重なる注意にもかかわらず、特定教員Aグループによる「遺伝子組換え実験室内での飲食」「遺伝子組換え実験室ドアを開放したままでの実験」「P2実験中の「周知」や適切な「標示」も行わない中での「安全キャビネット」の使用」等が繰り返され、さらに、動物実験の許可を受けていない特定実験室への遺伝子組換えマウスの持ち込みと解剖の疑いが生じ、事実確認と検証のために、平成26年10月8日、「平成25年度、26年度の特定部局・特定施設からの遺伝子改変マウス持ち出しの記録」に関する情報開示を求めた。

それに対して、平成26年12月8日、「対象文書は、現在、本学が被告である民事訴訟の争点に関連していると考えられる」「訴訟に関わる事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報に該当する」との理由から、不開示決定がなされた。

しかし、①係争中の民事裁判は、特定教員Aらの特定教員Cの研究・教育の妨害等のハラスメントに関するもので、遺伝子組換え生物使用実験違反（カルタヘナ法違反、省令違反）・動物実験違反とは全く関係ない問題である。②開示請求は、ハラスメント訴訟当事者としてではなく、適切な実験を行う責務を負う広島大学職員の立場から行ったもの。③開示を求めた資料は、遺伝子組換え生物使用実験・動物実験違反の事実関係の検証に必要不可欠。また、④裁判とは無関係の客観的な資料にすぎず、裁判を理由に非開示とする大学の決定は「開示を求める権利」を不当に奪うものであるばかりでなく、各実験違反等の検証の妨げになることから、平成27年2月5日、異議申立てを行った。

広島大学は、この異議申立てに対し、本来、「不服申立て事業の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）に従い、原則90日以内に、行政不服審査法に基づき、異議申立ての内容の全部を認容する決定を行わないのであれば、審査会に諮問しなければならなかったはずであるが、その後大学からは何の連絡もなかった。そして、異議申立てから1年以上も経った平成28年3月、突如、「不開示とした決定については、理由の提示に不備があり、取り消すべきであると判断した」「原処分を取り消し、一部開示を行う」旨の開示決定書（平成28年3月4日付け）が送られてきた。

広島大学は、他の諮問事件に係る答申で「全部を不開示とした各決定

については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである」とされたことを踏まえ「原処分を取り消し、改めて開示決定を行った」（平成28年3月4日）旨主張しているが、そもそも、その答申と本件とは全く別の問題で、また、原処分を取り消しての開示決定は、答申からも約6カ月あまりが経ってからのことだった。

今回広島大学が行った、「諮問をせずに、時間が経ってから原処分を取り消し、一部開示を行う」という手法は、「不服申立て事案の事務処理の迅速化」という取り決めにも反するとともに、開示請求、開示決定・不開示決定件数、不開示理由の状況、処理日数の状況、不服申立て件数、訴訟の状況等情報開示請求の状況等の施行状況調査にも上がらない「法の抜け道」的な大変問題のある悪質な行為である。この件についての大学担当者の回答は、「総務省の指示に従っている」という驚くべきものであった。しかし、総務省の担当者からは、「平成27年の秋ごろに、広島大学から異議申立てへの対応について照会があり、原処分を取り消した場合には、当該原処分に係る異議申立ては却下となり、原処分を職権により変更した場合には、異議申立ては維持されている旨を説明しました」「しかし、決して「指導」や「示唆」するようなものではなく、むしろ「そのような方法は不適切」との返答をしました」との回答を得ている。

以上のような、①広島大学が、諮問をすることもなく長期間放置し、1年以上経っての突然の部分開示は、情報公開制度並びに迅速な公開への申し合わせ等に反する行為であること。②手続き上問題がある。③諮問をしなければ、部分開示ではなく全開示をすべきであるはずとの理由から、平成28年5月2日に異議申立てを行い、対象文書の全開示を求めたという経緯である。

#### イ 対象文書と情報開示について

広島大学は「こうした情報が開示されると、研究者の知的財産権等を害するおそれがあり、今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがある。よって、法5条4号ホに該当する情報として不開示とした」と主張しているが、少なくとも「実験責任者」や「譲渡先」は開示しても何ら差し支えないはずである。

また、「平成25年度、26年度の特定部局・特定施設からの遺伝子改変マウス持ち出しの記録」としては、本件対象文書以外は保有していないとしているが、遺伝子改変マウス持ち出しの記録がないといったことは通常考えられないことである。もし大学の主張が真実であるとすれば、遺伝子改変マウスの管理が十分に行われていないこととなり、特定部局・特定施設の管理体制が問われることになると思われる。

### (3) 意見書2

## ア 本件経緯と問題の概要

本件に関する経緯と問題は、意見書1に詳述のとおりである。

(ア) 特定教員Aグループの遺伝子組換え生物使用実験法令違反行為の検証の必要性から、平成26年10月8日、「平成25年度、26年度の特定部局・特定施設からの遺伝子改変マウス持ち出しの記録」に関する情報開示請求を行った。

(イ) 平成26年12月8日、民事訴訟を理由に不開示決定がなされたが、係争中の民事裁判は、ハラスメントに関するもので、遺伝子組換え生物使用実験違反・動物実験違反（カルタヘナ法違反、省令違反）とは全く関係ない問題であること。

(ウ) 平成27年2月5日の異議申立てに、広島大学は、「諮問をせず、時間が経って原処分を取り消し、一部開示を行う」という、「不服申立て事案の事務処理の迅速化」という取り決めに対し、開示請求施行状況調査にも上がらない「法の抜け道」的な問題のある手続きを行っていたこと。また、総務省の「指示」「指導」であったかのような返答を行っていたこと。

(エ) 諮問をしなければ、部分開示ではなく全開示をすべきであるはずとの理由から、平成28年5月2日に異議申立てを行い、対象文書の全開示を求めたこと。

## イ 対象文書と情報開示について

広島大学は「情報が開示されると、研究者の知的財産権等を害するおそれがあり、今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがある。よって、法5条4号ホに該当する情報として不開示とした」と主張しているが、「実験責任者」と「譲渡先」は開示しても何ら差し支えないはずである。

「遺伝子組換え生物等の系統名称、譲渡等を行う遺伝子組換え生物等の名称及び供与核酸の名称」も、具体的な遺伝子名以外は「封じ込めレベル」等を決定するための一般的情報に過ぎず、非開示とすべき理由はないものである。

また、「平成25年度、26年度の特設研究所・特定施設からの遺伝子改変マウス持ち出しの記録」としては、本件対象文書以外は保有していないとしているが、遺伝子改変マウス持ち出しの記録がないといったことは通常考えられないことである。もし大学の主張が真実であれば、遺伝子改変マウスの管理が十分に行われていないこととなり、特定部局・特定施設の管理体制が問われることになるものである。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 理由説明書

#### (1) 本件経緯について

法3条の規定に基づき、本学に対して平成26年10月8日付け文書にて、「平成25年度、26年度の特定部局・特定施設からの遺伝子改変マウス持ち出しの記録。」（本件請求文書）の開示請求があった。

これに対し、本学としては、平成26年12月8日付けで、「対象文書は、現在、本学が被告である民事訴訟の争点に関連していると考えられることから、法5条4号二にいう「争訟に係る事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報に該当するため、全部不開示」とし、法人文書不開示決定通知書を異議申立人に送付した。

この後、当該不開示決定に対して、平成27年2月5日付けで異議申立人から異議申立書が提出された。

この異議申立てについての取扱いは、本件同様に争訟に関する情報として全部不開示とした諮問事件の答申を待って検討することとしており、当該答申を踏まえ、検討した結果、平成28年3月4日付けで上記処分を取り消し、改めて開示決定を行った。

この後、当該開示決定（原処分）に対して、平成28年5月2日付けで異議申立人から異議申立書が提出された。

## (2) 対象文書について

本学が保有する対象文書は、以下のとおりである。

・ 遺伝子組換え生物等の譲渡等の情報提供に関する調書

## (3) 原処分維持の理由

異議申立人は、部分開示ではなく全開示を求めているが、本学としては、再検討した結果、以下の理由により原処分の維持が妥当であるとの結論に至った。

当該文書の不開示とした部分は、実験責任者や譲渡等の相手先の情報、譲渡等を行う遺伝子組み換え生物等の情報が記載されており、こうした情報が開示されると、研究者の知的財産権等を害するおそれがあり、今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがある。

よって、法5条4号ホに該当する情報として不開示とした。

また、異議申立人は、「遺伝子組換え生物等の譲渡等の情報提供に関する調書」（本件対象文書）は対象文書ではないと主張しているが、「平成25年度、26年度の特定部局・特定施設からの遺伝子改変マウス持ち出しの記録」としては、本件対象文書以外は保有していない。

## 2 補充理由説明書

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、遺伝子組換え生物等の譲渡等の情報提供に関する調書（兼届出書）である。

### (2) 開示・不開示の検討結果について

ア 再検討した結果、新たに開示することとしたもの

- ・ 実験責任者の研究分野名，職名，氏名，TEL，FAX及びE-mail
- ・ 譲渡等を行う遺伝子組換え生物等の名称
- ・ 「遺伝子組換え生物等使用実験計画の承認」欄及び「譲渡等の相手先における実験計画書の承認の有無」欄に記載された承認番号（所属機関名が推測されるものを除く）
- ・ 「カルタヘナ法以外の関係法令等の規制の有無」欄の記載
- ・ 「遺伝子組換え生物等の情報」欄の記載（遺伝子組換え生物等の系統名称，譲渡等を行う遺伝子組換え生物等の名称及び供与核酸の名称を除く）
- ・ 「運搬容器の種類・運搬方法」欄の記載（マウス専門業者名を除く）

イ 原処分（不開示）の維持をするもの

再検討した結果，新たに開示することとしたもの以外は，不開示とする。

ウ 原処分（不開示）維持の理由

- (ア) 譲渡等の相手先の所属機関，部局，職名，氏名，住所，TEL，FAX及びE-mail（以下，併せて「不開示維持部分1」という。）について

これらの情報が開示され，研究者がどの機関の研究者と共同研究を行っているかが公になることにより，どのような研究を行って，何を開発しようとしているのか推測が可能になり，研究者の知的財産権等を害するおそれ及び今後の研究活動を停滞させたり，研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため，法5条4号ホ及び法5条4号柱書きに該当する情報として不開示とする。

- (イ) 実験の名称（以下「不開示維持部分2」という。）について

実験の名称が開示されると，研究の独創性，着眼点など，研究者がどのような研究を行って，何を開発しようとしているのかが公になり，研究者の知的財産権等を害するおそれ及び今後の研究活動を停滞させたり，研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため，法5条4号ホ及び法5条4号柱書きに該当する情報として不開示とする。

- (ウ) 遺伝子組換え生物等の系統名称，譲渡等を行う遺伝子組換え生物等の名称及び供与核酸の名称（以下，併せて「不開示維持部分3」という。）について

これらの情報が開示されると，遺伝子組換え実験の方法や実験の内容について推測が可能になり，研究者の知的財産権等を害するおそれ及び今後の研究活動を停滞させたり，研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため，法5条4号ホ及び法5条4号柱書きに該当する情

報として不開示とする。

(エ) マウス専門業者名（以下「不開示維持部分4」という。）について業者名を公にすることにより、当該民間業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する情報として不開示とする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 同年7月19日 異議申立人から意見書1を收受
- ⑤ 同年8月1日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年10月6日 審議
- ⑦ 同月24日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑧ 同年11月4日 異議申立人から意見書2を收受
- ⑨ 同年12月13日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条4号ホに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書の外にも本件開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであり、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書は保有していないとした上で、補充理由説明書（上記第3の2）において、原処分において不開示とされた部分のうち、上記第3の2（2）アに掲げる各部分は開示するが、その余の部分（上記第3の2（2）ウにおいて諮問庁が説明する不開示維持部分1ないし不開示維持部分4。以下、併せて「不開示維持部分」という。）は法5条2号イ並びに4号柱書き及びホに該当し、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

遺伝子組換え生物の使用については、自然界へ拡散すると生物の多様性に大きな影響を及ぼすことから「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」など関連法令（カルタヘナ法令）で

規制されている。本学では、カルタヘナ法令に基づき学内規則として「広島大学組換えDNA実験安全管理規則」（以下「規則」という。）を制定し、遺伝子組換え生物を使用する実験に関して拡散防止措置や遺伝子組換え生物の実験中の取扱いなど必要な事項を定めている。遺伝子組換え生物を使用する実験の過程で実験実施者が遺伝子組換え生物を譲渡、提供、委託（以下「譲渡等」という。）する場合は、譲渡等の相手方が適切な拡散防止措置を執ることができるよう規則において法令に定める情報を相手方に提供することを義務付けている。遺伝子改変マウスは遺伝子組換え生物に該当することから、それを譲渡等する場合は、「遺伝子組換え生物等の譲渡等の情報提供に関する調書」（以下「情報提供調書」という。）を作成する必要がある。

なお、他機関等への譲渡等に伴い専門業者に運搬を委託することがあり、それに関する書類については、専門業者への支払書類「見積書・納品書・請求書」が考えられるが、これらの書類はあくまで運搬したことに対する請求に係る書類であり、本請求の趣旨に該当するものはない。なお、譲渡先が専門業者に運搬費を支払った場合は、広島大学には支払書類は存在しない。

学内における譲渡等については、情報提供調書の作成は義務付けられておらず、また、学内での運搬についても書類の作成は必要なく、マウスの移動管理は実験実施者各人で行っている。そこで、実験責任者が作成している他の文書の有無を確認したところ、情報提供調書以外に作成している遺伝子改変マウスの持ち出しに関する記録はなく、情報提供調書（本件対象文書）のみが本請求の趣旨に該当するものであった。

以上のことから、諮問庁としては、原処分における文書特定は妥当と判断するものである。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、広島大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示維持部分1ないし不開示維持部分3について

諮問庁は、当該部分について、これを公にすることにより、研究者がどのような研究を行って、何を開発しようとしているのか推測が可能となり、又はその実験の方法や内容について推測が可能となり、研究者の知的財産権等を害するおそれ及び今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため、法5条4号柱書き及びホに該当する旨説明する。

国立大学法人において実施される研究の性格に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号ホに該当すると認められ、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 不開示維持部分4について

諮問庁は、当該部分について、これを公にすることにより、当該民間業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する旨説明する。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の法5条2号イ該当性について改めて確認させたところ、動物実験については、これに反対する個人又は団体が相当数存在し、過去にはその一部が動物実験に関わった事業者やその関係者に対し強硬な働きかけを行った例もある旨指摘されていることから、事業者名を公にすることにより当該事業者の業務に支障を及ぼすおそれがあり、同号イに該当すると判断したものであることである。

この諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを否定し難い。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条4号ホに該当するとして不開示とした決定については、広島大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁が同条2号イ並びに4号柱書き及びホに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号イ及び4号ホに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

#### (第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋